

令和5年7月31日招集

第2回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第2回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年7月31日午後2時50分から下記議案審議のため第2回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第4号議案 事業計画承認申請に対する可否決定について
- 第5号議案 農業経営基盤強化法の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 次長 大竹 久範 君

議 長(加茂重夫君)	<p>(総会の開会)</p> <p>(開会時刻:午後2時 50 分)</p> <p>本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>連日の猛暑でこれから疲労が出る時期でもありますので、皆さん体に気を付けて作業していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告いたします。</p> <p>ただ今の出席農業委員数は、19 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂1番 近藤喜作君であります。</p> <p>議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議がないようでございますので、3番 小池俊木君、4番 西村修市君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長(加茂重夫君)	<p>それでは議案の審議に入ります。</p> <p>採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。</p>
議 長(加茂重夫君)	<p>最初に、第1号議案</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局(太田憲之君)	<p>はい、事務局長太田です。</p> <p>【議案 1 号朗読後、説明】</p> <p>番号1の譲渡人は、高齢化により営農の継続が難しく、後継者がいないため、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。</p> <p>申請地は、譲渡人の自宅裏の畑 1,797 m²と自宅から北へ約 250mに所在する畑 647 m²の計 2,444 m²で、以前は樹園地として管理されておりましたが、現在は休耕地となっており、権利移転後は譲受人が露地野菜及び果樹栽培をする計画となっております。</p> <p>この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間 150 日以上の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまし</p>

て、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上でございます。

本議案については、現地調査を行いましたので、報告します。

7月15日に前農地利用最適化推進委員の牛腸委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地は、2カ所に分かれており、以前は樹園地として管理されていた痕跡がありますが、現在はいずれも休耕地となっています。権利移転後は、譲受人が露地野菜及び果樹栽培をする予定となっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番(坂内長市委員) はい、7番坂内です。

議長(加茂重夫君) 7番 坂内委員。

7番(坂内長市委員) あっせんはというのはないんですか。

事務局(大竹久範君) はい、事務局次長大竹です。

議長(加茂重夫君) 大竹次長。

事務局(大竹久範君) あっせんは予定しておりません。

該当はしないところなんですか。

そこまでちょっと確認しておりませんでした、そういう要請がありませんでしたのでそのままにしていました。

7番(坂内長市君) 7番坂内です。

議長(加茂重夫君) 坂内委員。

7番(坂内長市君) あっせんというのがありますよというふうに、売買の場合指導とかやれるのであれば、買う人のためにもなるかとも思います。

事務局(大竹久範君) 次長大竹です。

議長(加茂重夫君) 大竹次長。

7番(坂内長市君) 急いでいる状況もありましたので、この度はこのような形でさせていただきました。

議長(加茂重夫君) 他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(加茂重夫君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第2号議案

「農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

【議案2号朗読後、説明】

番号1の申請人は、申請地を平成5年2月に相続しています。申請地は、昭和45年ごろからの高柳川河川改修、道路拡幅及び橋の架け替え工事等に伴い家を現在付近の位置へ昭和45年10月に新築し、その後平成7年に増築したものです。

配布資料の第2号議案・第3号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。

申請地は、上高柳地区の奥に位置しており、高柳川に面して所在しています。3ページの更正図をご覧ください。図面上に太線で囲まれている部分が申請地です。4ページの利用計画図に現在の建物の状況が示されています。

申請内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、申請地に代えて周囲に所在する他の土地を供することにより事業目的の達成ができると認められる場合は、申請地を転用事業に供する意味合いがないため原則転用不許可となります。今回の申請地は周囲を山林と川に囲まれて所在しており、当該申請事業を実施するのに適当な立地条件を備えており、他の土地での事業実施は見込めないため、転用許可可能な案件であると判断できます。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」及び「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、既に転用事業に供されておりますので適当であると判断されます。

「計画面積の妥当性」については、利用計画図の施設、配置から見て適当な規模であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地は周囲を山林と川に囲まれおり、現状で周囲に悪影響を及ぼしていないことから支障は無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たしているものと考えられます。

なお、申請に際して、申請人から違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されております。

説明は以上でございます。

議 長(加茂重夫君) 本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

11 番(浅川和夫君) 11 番、浅川です。

議 長(加茂重夫君) 11 番浅川和夫君

11 番(浅川和夫君) 7 月 18 日に小柳前委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

申請地は申請人の住宅に隣接して、住宅及び物置が設置されていることを確認しました。周辺は山林及び住宅であり、周囲に耕作できる様な土地は残っておらず、許可相当であると判断してまいりました。

報告は以上です

議 長(加茂重夫君) 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

議 長(加茂重夫君) 次に、第 3 号議案

「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君) はい、事務局長太田です。

【議案 3 号朗読後、説明】

番号 1 は、申請人が住宅を販売する際に、一体利用地として駐車場にすることを目的に転用許可申請が行なわれたものです。

配布してある第 2 号議案・第 3 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の 6 ページをご覧ください。

申請地は、早田の住宅街に所在しています。7 ページの案内図をご覧ください。周辺に農地はほとんどなく、道路や宅地に囲まれています。8 ページの更正図をご覧ください。申請地は太枠で囲まれた位置となります。県道天神林上条線から入って市道と面しております。9 ページの利用計画図をご覧ください。計画では碎石を敷いて駐車場として整備する計画となっています。

この申請案件の内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、第 1 種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第 3 種農地と判断され転用可能な農地です。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」及び金融機関から発行された残高証明の記

載内容から、資金の調達が可能であることが確認できましたので事業実施可能であると考えられ、適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月から工事期間を設定しており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲内にあることから妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周囲に側溝があり、また周辺は住宅に囲まれ農地がないことから、周辺農地への支障は生じないものとして確認されています。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

11番(浅川和夫君)

11番 浅川です。

議長(加茂重夫君)

11番浅川和夫君。

11番(浅川和夫君)

申請地は、周囲を下条川や宅地によって囲まれております。周辺に農地はなく、申請地の周囲に排水路があり、適正に事業が行われた場合は、周囲に支障は生じないものと考えられます。以上の調査内容から当該案件は、許可相当と判断してまいりました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

議長(加茂重夫君)

次に、第4号議案

「事業計画変更承認申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

【議案4号朗読後、説明】

この申請は4月に建売住宅敷地として申請があり許可されたものですが、申請人より土地売りの要望がありましたので、建売から土地売りに計画を変更したいとして申請が来たものであります。

各基準につきましては、建売での時と変更がないことから、要件を満たすものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長(加茂重夫君) 本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

11 番(浅川和夫君) 11 番、浅川です。

議 長(加茂重夫君) 11 番浅川和夫君

11 番(浅川和夫君) 調査の内容をご報告いたします。

申請地は、4月に建売住宅敷地として許可されたものであり、建売から土地売りへの変更により、周辺に与える影響は変わらないと判断し、承認相当と判断してまいりました。

報告は以上です。

議 長(加茂重夫君) 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

議 長(加茂重夫君) 次に、第5号議案

「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君) はい、次長大竹です。

【議案5号朗読後、説明】

第5号議案農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について説明させていただきます。

説明にあたりまして、資料ですが、A4縦の左上に「第5号議案関係資料-1」と書いてある「新潟県基本方針及び加茂市基本構想の変更内容について」というものと、A4横の左上に「第5号議案関係資料-3」と書いてある「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正新旧対照表(案)」を用いて説明をさせていただきます。

基本構想とは、今後、市で育成していこうとする効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく措置等を定めたものです。また、都道府県においても同様の方針が定められており、これを基本方針と言います。基本方針についてはおおむね5年ごとに見直すこととされており、また、基本構想については基本方針の期間につき定めるものとする、とされています。今回、県の基本方針が変更されたことに伴い、加茂市においても基本構想の変更を行うものです。この基本構想の変更については、基盤法の施行規則の中で、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くこととされており、その変更内容についてご説明をさせていただきます。

それではA4縦の資料1「新潟県基本方針及び加茂市基本構想の変更について」をご覧ください。

まず1つ目の変更点としまして、農業を担う者の確保及び育成に関してです。農業経営基盤強化促進法の改正により追加された事項になります。

改正法には、都道府県が定める基本方針において「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」が追加されました。これを受けて新潟県の基本方針に追加された内容は次の4つです。

- 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針
- 県が主体的に行う取組
- 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

次に、市町村が定める基本構想ですが、改正法には「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が追加されました。これを受けて加茂市の基本構想では、新潟県の基本方針を参考に「加茂市が主体的に行う取組」「関係機関との連携・役割分担」などについて追加しました。

その内容については、資料3新旧対照表(案)の4ページから5ページにかけて記載しました。主な内容としましては、県に農業経営・就農支援センターの体制が整備されたことを受けて、センターとの連携を新たに加えました。

次に、また資料1にお戻りください。

2つ目の変更点は、農業経営基盤強化促進事業に関してです。

県の基本方針では、人・農地プランから地域計画へ移行することに伴い、「利用権設定促進事業」が「地域計画推進事業」に変更され、関連する文言が修正されました。

市の基本構想では、人・農地プランから地域計画へ移行することに伴い、「利用権設定等促進事業に関する事項」を「協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準等に関する事項」に変更し、関連する文言の修正を行いました。

その内容については、資料3新旧対照表(案)の8ページに記載しました。農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の利用権設定等促進事業は地域計画に移行することになりました。地域計画策定後は、計画に基づいた利用権設定を行っていくことになり、それに関連する変更になります。

次に、また資料1にお戻りください。

3 その他文言修正ということで、法律及び制度改正や市の現状を踏まえ文言の修正を行なっています。

以上で基本構想の変更内容の説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(加茂重夫君)

<p>議 長(加茂重夫君)</p>	<p>挙手、全員でありますので、本議案は同意することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議案は全部終了いたしました。</p> <p>(議案審議終了 午後 3 時 19 分)</p>
<p>議 長(加茂重夫君)</p> <p>事務局(太田憲之君)</p>	<p>これより、「報告案件」をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局長太田です。</p> <p>【報告第 1 号第 2 号朗読、後説明】</p> <p>報告第 1 号は、法務局に農地から農地以外の地目に変更する登記申請が行われた際に、農地転用の許可の有無及び転用事業の実施状況について不明瞭な部分があった場合に、登記官から農業委員会に対し照会が行われるものです。農業委員会に登記官からこの照会があった場合は、農業委員等と事務局職員で現地調査を行い、照会から回答までの期限が2週間以内とされているため、総会の開催日程の都合等により適時に行なうことができない場合は、事務局長が法務局へ調査結果を報告することが通例となっています。</p> <p>この度の 6 月 23 日付けで登記官から照会があり、7 月 5 日に坂内農地部会長と浅川委員から調査を行っていただき、事務局長名で調査の内容を報告しました。</p> <p>それでは、調査及び法務局への報告の内容についてご報告いたします。配布してある報告第1号関係資料「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する報告書」の1ページをご覧ください。登記官から来た照会書です。法務局への地目変更登記申請は、1 筆の地目を田から宅地に変更するという内容で行われたものです。法務局からの照会事項は下記の1から6までのとおりです。2ページの位置図をご覧ください。照会のあった土地は、芦ノ出地内に所在し、県道長岡栃尾巻線に面しております。3 ページの更正図をご覧ください。照会のあった土地は斜線で表示した部分となります。4ページは現地調査で用いた調査表です。現地はガレージが建築されており、調査員から非農地であることを確認いただきました。照会のあった土地は、転用許可が出されていませんでした。なお、当該地は都市計画地域の用途地域外で、農業振興地域の農用地区域外となっています。5 ページが現地調査の結果を法務局に報告した内容です。法務局へは照会のあった土地はガレージが建築されていたことから非農地として報告しました。また、当該土地については、一旦は許可を受けた用途に供されていたものと推測できることから原状回復命令は行わないとして報告しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長(加茂重夫君)</p>	<p>報告第1号については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。</p>
<p>7 番(坂内長市君)</p>	<p>7 番坂内です。</p>
<p>議 長(加茂重夫君)</p>	<p>7 番坂内長市委員。</p>

<p>7 番(坂内長市君)</p> <p>議 長(加茂重夫君)</p>	<p>それでは、報告第 1 号関係資料の 4 ページに調査表がありますのでご覧ください。</p> <p>調査は浅川委員と共に、7 月 5 日に行ってきました。</p> <p>登記官から照会のあった土地は、県道に面しており、ガレージが建築されていました。周囲に農地は無く、宅地化していることから農地として利用できる状態ではないと判断できました。</p> <p>以上の調査の内容から、農地としての再生が困難な非農地であると判断して参りました。以上であります。</p> <p>事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。</p>
<p>議 長(加茂重夫君)</p>	<p>次に、「事務報告」をお願いいたします。</p> <p>令和5年6月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。</p> <p>(事務報告)</p> <p>【議案 10 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</p>
<p>議 長(加茂重夫君)</p> <p>10 番(飯岡佐治雄君)</p> <p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>以上で事務報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>10 番飯岡です。</p> <p>10 番飯岡佐治雄君</p>
<p>10 番(飯岡佐治雄君)</p> <p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>中立委員の関係ですけど、中立委員は誰でもなれるって言い方はおかしいですが、地区の推薦、農家組合長の推薦がない人は大体なれそうな感じですよ。農家組合長が推薦するから農家に関係する人みたいで、自分で立候補する場合は、さっき書いてあったように、土地を持っていても田を持っていても、人に全部貸しています、農業に携わっていませんというのであれば、中立委員になれる可能性がある。佐藤愛子さんも中立委員になれる感じと思いました。</p> <p>他にありませんか</p> <p>ないようでございますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。</p> <p>これにて、加茂市農業委員会第2回定例総会を終了いたします。</p> <p>(閉会時刻 午後 3 時 33 分)</p>

令和5年7月31日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

3 番 委 員

.....

4 番 委 員

.....